

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援一覧 (個人向け)

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援を一覧にまとめました。
詳しくは、右記 QR コードから確認してください。



◀各種支援一覧

支援名	対象	内容	問合せ
納税が困難な人へ	2年2月1日～3年1月31日の間に納期限が到来する町税 ○町県民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税、法人町民税	1年間の地方税の徴収の猶予	役場収納課
国民健康保険・後期高齢者医療加入者の傷病手当金	下記全てに当てはまる人 1. 新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われる人 2. 会社等から給与の支払いを受けていた人 3. 1に対する療養のため仕事を休んだことで、給与の支払いを受けられない人	(直近3か月の給与収入の合計額÷勤務日数)×2/3×支給対象日数	役場保険医療課
国民年金保険料免除	収入減となる業務や売り上げの減少等が生じ、所得が相当程度まで下がった人	詳しくは、日本年金機構ホームページへ	
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免	①世帯主等が死亡または重篤な傷病を負った世帯の人 ②世帯主等の収入減少が見込まれる人	①全額免除 ②一部免除	役場保険医療課 役場福祉課
子育て世帯への臨時特別給付金	2年4月分(3月分を含む)の児童手当受給者	児童1人につき1万円	役場子育て支援課
子育て世帯応援臨時給付金	武豊町に在住する、2年6月分の児童手当受給者(特例給付除く)	児童1人につき1万円	
ひとり親世帯臨時特別給付金	下記のいずれかに該当する人 ○2年6月分の児童扶養手当が支給される人 ○公的年金等を受給しており2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人 ○収入が減少し、児童扶養手当受給者と同水準になった人	基本給付 1世帯5万円 第2子以降は3万円/1人 追加給付 1世帯5万円	
新生児子育て世帯臨時特別給付金	詳しくは、4ページをご確認ください		役場住民窓口課
水道基本料金支援事業 ※申請不要	町水道事業から給水を受けているすべての使用者	水道基本料金免除(7・8月分)	役場上下水道課
住居確保給付金(家賃)	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある人	原則3か月、最大9か月分支給	知多福祉相談センター ☎31-0121
緊急小口資金(休業者向け)	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	10万円以内(特例:20万円以内)	武豊町社会福祉協議会 ☎73-3104
総合支援資金(失業者向け)	収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	2人以上:月20万円以内 単身:月15万円以内 貸付期間:原則3か月以内	